

 草津市公報発行日 令和6年2月15日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 3 号

発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 告 示

草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱（人とからしのサポートセンター）	2
指定管理者の申請内容の変更について（子ども・若者政策課）	15
草津市議会臨時会の招集について（総務課）	15
認可地縁団体の告示について（まちづくり協働課）	15
草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱（農林水産課）	15
公示送達について（納税課）	18
公示送達について（介護保険課）	20
草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課）	21

◎ 公 告

都市計画の変更案の縦覧について（都市計画課）	25
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	25
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	28
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	30
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	31
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	31
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）	31
都市計画の変更案の縦覧について（都市計画課）	32

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	32
---------------------------------	----

◎ 選挙管理委員会告示

投票所の指定について	32
選挙人名簿の登録の移替えの延期について	33
投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について	33
期日前投票所の変更について	34
期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について	34

ポスター掲示場の設置場所について	34
選挙公報の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法について	34
投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法について	35

◎ 選挙管理委員会公告

個人演説会等の施設の設備程度について	35
個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額について	42

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	47
-------------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	48
草津市指定下水道工事店の取消について（上下水道総務課）	48
公金の収納事務の委託について（上下水道総務課）	48

告 示

草津市告示第9号

草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年1月18日

草津市長 橋 川 渉

草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給事務実施要綱（令和5年草津市告示第197号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （支給対象者） 第3条 重点支援給付金の支給対象者は、令和5年<u>1月1日</u>（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（<u>基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。</u>）であって、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯）の世帯主とする。 2～3 《現行どおり》 <u>4</u> 第1項の規定にかかわらず、基準日において、市町村の住民基本台帳に記録されている者であって、重点支援給付金に相当するものの支給を既に他の市町村から受けている者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。 （支給額） 第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する重点支援給付金の金額は、1世帯あたり<u>70千円</u>とする。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、令和5年6月2日以降に他の市町村から転入し、草津市の住民基本台帳に記録されることとなった者で、転入前の市町村において、草津市住民税非課税世帯重点支援給付金支給	第1条～第2条 《省略》 （支給対象者） 第3条 重点支援給付金の支給対象者は、令和5年<u>6月1日</u>（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯）の世帯主とする。 2～3 《省略》 《改正後に新設》 （支給額） 第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する重点支援給付金の金額は、1世帯あたり<u>30千円</u>とする。 《改正後に新設》

改正後	改正前
事務実施要綱（令和5年草津市告示第197号）（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づく給付金に相当するものを受給していない者に対して前条の規定により支給する重点支援給付金の金額は、1世帯あたり100千円とする。 （受給権者） 第5条 ＜現行どおり＞ <u>2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。</u> （支給の方式） 第6条 ＜現行どおり＞ <u>第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、第3条に掲げる支給対象者であって、改正前の要綱の規定に基づく給付金を支給した者のうち、市が当該給付金に係る金融機関の指定口座を把握している者に対し、重点支援給付金の支給の申込みを行う。</u> 2 重点支援給付金の支給対象者は、前項の申込みを受けた際、重点支援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、重点支援給付金の支給対象者は、別記様式第3号を提出しなければならない。 3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、重点支援給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。 4 重点支援給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。 (1) 重点支援給付金支給口座振込方式 改正前の要綱の規定に基づく給付金振込時における指定口座に振り込む方式 (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、支給対象者が別記様式第3号を提出し、市長が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式 （代理による申請） <u>第8条 申請者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書の提出または支給の申請および第7条の規定による受給の拒否または指定口座の届出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。</u> (1)～(3) ＜現行どおり＞	（受給権者） 第5条 ＜省略＞ ＜改正後に新設＞ （支給の方式） 第6条 ＜省略＞ ＜改正後に新設＞ （代理による申請） <u>第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出または支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。</u> (1)～(3) ＜省略＞

改正後	改正前
2～3 《現行どおり》 <u>第9条～第11条</u> 《現行どおり》 （申請が行われなかった場合等の取扱い） <u>第12条</u> 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から<u>第9条</u>第2項の確認書等の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出または申請が行われなかった場合、支給対象者が重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。 2 市長が<u>第10条</u>の規定による確認書等を受理した後、または、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、草津市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。 <u>3</u> 市長が第7条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する改正前の要綱の規定に基づく給付金振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。）に重点支援給付金の支給として振込を行う手続きを行ったにもかかわらず、指定口座への振込が口座解約・変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。 <u>第13条～第15条</u> 《現行どおり》 別記様式<u>第1号</u>（第6条第1項関係） （別添1－1のとおり） 別記様式<u>第2号</u>（第6条第1項関係） （別添2－1のとおり） <u>別記様式第3号</u>（第7条第2項、第4項関係） （別添3－1のとおり）	2～3 《省略》 <u>第8条～第10条</u> 《省略》 （申請が行われなかった場合等の取扱い） <u>第11条</u> 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から<u>第8条</u>第2項の確認書等の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出または申請が行われなかった場合、支給対象者が重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。 2 市長が<u>第9条</u>の規定による確認書等を受理した後、または、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、草津市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。 《改正後に新設》 <u>第12条～第14条</u> 《省略》 別記様式1号（第6条第1項関係） （別添1－2のとおり） 別記様式2号（第6条第1項関係） （別添2－2のとおり） 《改正後に新設》

付 則

（施行期日）

- この要綱は、令和6年1月18日から施行する。
（この要綱の失効）
- この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条に規定する不当利得の返還については、なお従前の例による。

別添1-1

別記

様式第1号（第6条第1項関係）

年 月 日

様

滋賀県草津市長

住民税非課税世帯重点支援給付金（追加支給分）支給要件確認書

住民税非課税世帯重点支援給付金（追加支給分）支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、 までに、この確認書を返送してください。

支 給 方 法

支 給 日

支 給 口 座

支 給 額 70,000 円

■世帯主の方が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください。）

☐ ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。☐ ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。☐ ③ 既に他自治体で7万円（令和5年度非課税世帯対象）の給付金を受けている世帯ではありません。

※①、②、③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、

市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄にチェックの上、本人確認書類を用紙の裏面に添付してください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
-------	-----	----	---	---	---	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。

☐ 下記の口座に代えて（又は上記の口座が空欄の場合）、下記の口座へ振込みを希望します。

（通知書等の写しが必要。長期間入出金のない口座は記入しないでください。）

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義 ※通帳の表記に合わせてください。
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信連 信 連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関番号	店番号	通帳記号	通帳番号(右詰めでお書きください。)	
ゆうちょ銀行	通帳記号	※		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金 通帳の見開き左上またはキャッシュカード に記載された記号・番号をお書きください。	※			

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、

草津市人とくらしのサポートセンター（077-561-0189）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	ふりがな 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 緊急支援給付金の				署名 世帯主氏名
確認・請求 受給 確認・請求及び受給				委任します。 一法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。

★振込口座の変更や本人口座以外の口座への振込を希望される場合または代理人が受給（確認）する場合は裏面をご確認ください。

① 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

○以下のいずれかに該当する場合は確認書類を添付してください。

- ・表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合
- ・表面の上段の口座番号欄が空欄の場合

② 本人(代理人) 確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し

○以下のいずれかに該当する場合は確認書類を添付してください。

- ・表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合
- ・表面の上段の口座番号欄が空欄の場合
- ・代理人が受給(確認)する場合
- ・給付金を受給しない場合

○代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

別添1-2

様式1号(第6条第1項関係)

年 月 日

様

滋賀県草津市長

住民税非課税世帯重点支援給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯重点支援給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、

までに、この確認書を返送してください。

支給方法

支給日

支給口座

支給額 30,000 円

■世帯主の方が記入してください。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

☐ ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。☐ ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、

市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄にチェックしてください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
-------	-----	----------	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。

☐ 上記口座に代えて(又は上記口座欄が空欄の場合)、下記の口座への振込みを希望します。

(通帳等の写しの添付が必要。長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義 ※通帳の表記に合わせてください。
銀行 農協 金庫 漁協 信組 信連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。)		通帳番号(右詰めでお書きください。)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 <u>貯金通帳の見開き</u> 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1 0 ※			

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人くらしのサポートセンター(077-561-0189)までお問い合わせください。
代理人が確認する場合は、代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	ふりがな 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ()
				署名 世帯主氏名

上記の者を代理人と認め、緊急支援給付金の(確認・請求 受給 確認・請求及び受給)を委任します。
←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

★振込口座の変更や本人口座以外の口座への振込を希望される場合または代理人が受給(確認)する場合は裏面をご確認ください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合や、表面の上段の口座番号欄が空欄の場合は、表面の下段に記入した振込みを希望する口座の確認書類を添付してください。)

本人（代理人）確認書類

※運転免許証（表裏）、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し

○表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合や、表面の上段の口座番号欄が空欄の場合、代理人が受給(確認)する場合には添付してください。

○代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

別添2-1

様式第2号(第6条第1項関係)

様

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)

長様

住民税非課税世帯重点支援給付金(追加支給分)申請書(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	男 女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。
(該当する方全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

No.	(ふりがな) 氏 名	申請者との続柄 性別	個人番号 生年月日	現住所と令和5年 1月1日時点の 住所が異なる	異なる場合には 令和5年1月1日時点の住所を記載	令和5年度 住民税均等割課税状況
1		世帯主		☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
2				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
3				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
4				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
5				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
6				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
7				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
8				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
9				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
10				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期出入金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
銀行 協 金 庫 協 信 託 信 託 信 連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の裏面に合わせてください。
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (前記がある場合は、※欄にご記入ください。)		通帳番号(右詰めでお書きください。)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金 通帳の見開き左上またはキャッシュカード に記載された記号・番号をお書きください。	1 0 ※			

※金融機関の口座がない方、金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、
草津市人とからしのサポートセンター(077-561-0189)にお問い合わせください。

(裏面も必ずご確認ください)